

旭川市まちづくり基本条例（仮称）タタキ台

第1章 総則

第2章 基本理念及び基本原則

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民等

第2節 議会

第3節 市長等

第4章 市民主体のまちづくり

第1節 情報提供、情報公開及び個人情報保護

第2節 市民参加及び協働

第5章 地域主体のまちづくり

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

第7章 条例の見直し

前文

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関する基本的な理念や仕組み等を総合的に定めることにより、市民等が生き生きと活躍できるまちづくりを発展させるとともに、北北海道の拠点都市として、地域資源を生かし、将来にわたり活力と希望に満ち、支え合って暮らせるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 市民等及び市が、暮らしやすいまちを目指して行う取組をいう。

- (2) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (3) 市民等 市民，市内に通勤し，又は通学する者及び市内において事業を営み，若しくは活動を行う個人又は法人その他団体をいう。
- (4) 市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいう。
- (5) 市民参加 行政活動（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいう。）に関し市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ，又は提案することをいう。
- (6) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し，相互に補完し，協力し合うことをいう。

（条例の位置付け）

第3条 この条例は，本市におけるまちづくりの基本となる条例であり，市民等及び市は，この条例を踏まえてまちづくりを推進するものとする。

第2章 基本理念及び基本原則

（基本理念）

第4条 本市におけるまちづくりの基本理念は，次のとおりとする。

- (1) 市民等が生き生きと活躍できるまちづくり
- (2) 市民等が支え合って暮らせるまちづくり
- (3) 地域資源を生かし，将来にわたって活力があり，住み続けられるまちづくり
- (4) 北北海道における拠点性を生かしたまちづくり

（基本原則）

第5条 本市におけるまちづくりの基本原則は，次のとおりとする。

- (1) 市民主体の原則 市民等及び市が，まちづくりに関する情報を共有し，市民参加と協働による市民主体のまちづくりを推進すること。
- (2) 地域主体の原則 市民等及び市が，地域のつながり及び特性等を生かした地域主体のまちづくりを推進すること。
- (3) 健全な市政運営の原則 市が，総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民等

(市民等の権利及び責務)

第6条 市民等は、まちづくりに参加することができる。

- 2 市民等は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの果たすべき役割を自覚し、自らの発言と行動に責任を持つとともに、互いの立場や考えを尊重し、それぞれが協力してまちづくりを担うよう努めるものとする。
- 3 市民等は、まちづくりに参加し、又は参加しないことによって不利益な取扱いを受けない。

第2節 市議会

第7条～議会との調整が必要

第3節 市長等

(市長等の責務)

第8条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政の執行に当たらなければならない。

- 2 市長等は市民意思の把握に努め、市政の執行に当たっては説明責任を果たさなければならない。
- 3 市長等は、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めなければならない。

第4章 市民主体のまちづくり

第1節 情報提供、情報公開及び個人情報保護

(情報提供)

第10条 市は、市民等がまちづくりに参加するに当たり、必要な情報を分かりやすく提供できるよう努めるものとする。

(情報公開)

第11条 市は、公平、公正で透明な市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進するものとする。

(個人情報保護)

第12条 市は、市民の基本的人権を守るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第2節 市民参加及び協働

(市民参加)

第13条 市民等及び市長等は、別に条例で定めるところにより、協働を基本に据えた市民参加の推進に努めなければならない。

(協働)

第14条 市民等は、公共的な目的のために自主的に行う市民活動に取り組むことができる。

2 市民等と市長等は、ともに協働の推進に努めるものとする。

3 市長等は、協働の推進及び市民活動の促進に当たり、市民等への情報提供、相談機会の確保及び人材育成等の支援に努めなければならない。この場合において、市民等の自主性及び自立性を損なうものであってはならない。

第5章 地域主体のまちづくり

(地域主体のまちづくり)

第15条 市民等は、地域社会の一員として、主体的に地域における活動に参加するとともに、互いに協力しながら地域における課題の解決に取り組むよう努めるものとする。

2 地域における活動を担う団体等は、地域の特性等を生かした多様なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

3 市長等は、地域における活動の促進を図るため、情報提供、相談機会の確保及び人材育成等の支援に努めなければならない。この場合において、当該支援は地域の特性並びに自主性及び自立性を損なうものであってはならない。

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

(行政手続)

第16条 市長等は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにすることにより、市政における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

(公正な職務の執行の確保)

第17条 市長等及び職員は、法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため、別に条例に定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

(危機管理)

第18条 市長等は、市民等の安全と安心を確保するため、事故、災害その他の危機に備え、危機発生時に適切に対応できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

2 市長等は、危機発生時には、市民等、関係機関、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図りながら、協力して速やかに状況を把握し、対策を行わなければならない。

3 市民等は、危機発生時に自らの安全確保を図り、互いに助け合うとともに、日頃から危機に対し備えるよう努めなければならない。

(計画的な市政運営)

第19条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、旭川市総合計画を策定するとともに、進行管理を行い、その状況を公表しなければならない。

2 市長は、市政運営を持続的に維持し、及び発展させるため、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

(行政改革)

第20条 市長等は、効果的で効率的な市政を推進するため、簡素で機能的な組織を編成するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。

2 市長等は、社会経済情勢又は市民ニーズの変化に的確に対応し、事業や組織の見直しなど、行政改革の推進に取り組まなければならない。

(国や他の地方公共団体等との連携)

第21条 市は、国及び北海道と相互に連携を図りながら、協力して市民の福祉の向上に努めるものとする。

2 市は、北北海道全体の発展を目指すため、他の地方公共団体と連携し、拠点性を生かし

たまちづくりを推進するとともに、広域的な課題の解決を図るよう努めるものとする。

- 3 市は、友好交流の推進や、共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めるものとする。

第7章 条例の見直し

(条例の見直し)

第22条 市長は、この条例について、社会情勢の変化等により、改正が必要となった場合は、速やかに改正しなければならない。

- 2 市長は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例を点検し、適切な措置を講ずるものとする。